

議 第 41 号
平成28年6月16日提出

平成29年度熊本市立高等学校入学者選抜基本方針の制定について

平成29年度熊本市立高等学校入学者選抜基本方針について、別紙のとおり定めたいので議決を求める。

熊本市教育長 岡 昭二

(提出理由)

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則第2条の規定により、熊本市立高等学校入学者選抜の基本方針を制定するものである。

これが、この議案を提出する理由である。

平成29年度熊本市立高等学校入学者選抜の基本方針（案）

熊本市教育委員会

1 入試制度の大枠

平成29年度の入試制度は、前期（特色）選抜、後期（一般）選抜、二次募集に係る入学者選抜とする。

2 通学区域

通学区域は「熊本市立高等学校の通学区域に関する規則」により、熊本市とする。ただし、同規則第2条第3項により、学区外の出願者に入学を許可し得る数を下表のとおりとする。

学校	学科・コース	学区外入学枠
必由館 高等学校	普通科	募集定員の5%以内
	普通科国際コース	募集定員の30%以内
	普通科芸術コース	募集定員の40%以内
	普通科服飾デザインコース	募集定員の40%以内
千原台 高等学校	普通科国際経済コース	募集定員の30%以内
	普通科健康スポーツコース	募集定員の40%以内
	情報科OA会計コース	募集定員の40%以内
	情報科経営情報コース	募集定員の40%以内

3 前期（特色）選抜

（1）趣旨

ア 受検者の多様な能力・適性や意欲・関心、努力の成果等について優れた面を積極的に評価し、「徳・知・体」の調和の取れた人材の育成に資する。

イ 実施する学校においては、それぞれの特色に応じた選抜を行うことで、特色化を積極的に進める。

（2）実施学科等

普通科・情報科の第1学年から定員を定めて募集するコース（以下「コース」という）のうち、希望する学科・コース。

（3）出願資格

入学を志願できる者は、次のア、イをともに満たしていることを中学校又はこれに準じる学校（以下「中学校」という）の校長が確認した者で、かつ、次のウ～オのいずれかに該当する者とする。

ア 前期（特色）選抜において各高等学校長が定めた自校が重視する観点を理解し、希望する者

イ 合格した場合は、必ず入学する者

ウ 平成29年3月に中学校を卒業見込みの者又は中学校を卒業した者

エ 平成29年3月に中等教育学校の前期課程を修了見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

オ 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（4）募集人員

ア 募集定員の50パーセント以内とする。

イ 各高等学校の学科・コースの募集人員は、上記アの範囲内で当該高等学校長が定める。

(5) 通学区域

前期(特色)選抜における学区外の出願者に入学を許可し得る数を下表のとおりとする。

学校	学科・コース	前期(特色)選抜学区外入学枠
必由館 高等学校	普通科国際コース	募集定員の20%以内
	普通科芸術コース	募集定員の30%以内
	普通科服飾デザインコース	募集定員の30%以内
千原台 高等学校	普通科国際経済コース	募集定員の20%以内
	普通科健康スポーツコース	募集定員の30%以内
	情報科OA会計コース	募集定員の30%以内
	情報科経営情報コース	募集定員の30%以内

(6) 選抜方法

ア 選抜方法

(ア) 選抜方法は学校独自検査とする。

(イ) 前期(特色)選抜を実施する高等学校長は、あらかじめ前期(特色)選抜委員会を組織し、厳正・公正な選抜となるよう十分検討するものとする。

イ 学校独自検査

(ア) 学校独自検査とは、面接、小論文、実技検査、実験、自己表現、総合的な学習の時間の成果の発表に関するものなど、学校が独自に行う検査をいう。

(イ) 学校独自検査は、受検者の多様な能力・適性や意欲・関心、努力の成果等について優れた面をより積極的に評価するための検査となるよう、選抜方法等について創意工夫する。

(ウ) 学力検査は実施しない。

(7) 前期(特色)選抜の日程

ア 出願期間 平成29年1月24日(火)～1月26日(木)午後4時まで

イ 実施日 平成29年2月3日(金)

ウ 選抜結果通知 平成29年2月13日(月)

4 後期(一般)選抜

(1) 趣旨

受検者の中学校教育における学習成果を総合的に評価する。

(2) 実施学科等

全学科・コース

(3) 出願資格

入学を志願できる者は、本県の前期(特色)選抜又は中高一貫教育に係る入学者選抜に合格した者以外の者であるとともに、次のア～ウのいずれかに該当する者とする。

ア 平成29年3月に中学校を卒業見込みの者又は中学校を卒業した者

イ 平成29年3月に中等教育学校の前期課程を修了見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(4) 募集人員

募集定員から前期(特色)選抜の合格内定者数を減じた数とする。

(5) 選抜方法等

ア 入学者の選抜は、調査書の記録及び学力検査の成績等を資料として、各高等学校、学科・コースの特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力・適性等を判定して行う。

イ 各高等学校長は、あらかじめ後期（一般）選抜委員会を組織し、厳正・公正な選抜となるよう十分検討するものとする。

ウ 選抜方法は、次の手順を基本とする。

(ア) 各受検者について、学力検査を行った5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の検査得点を合計し、合計点の高い順に順位をつける。なお、得点の特別処理を適用する学科・コースにおいては、当該教科の検査得点を2倍して、他の教科の検査得点と合計し、合計点の高い順に順位をつける。

(イ) 調査書の評定については、次のa～cの手順で総計点を算出し、総計点の高い順に順位をつける。

a 学力検査を行う5教科（国語、社会、数学、理科、英語）については、教科ごとに、第1学年及び第2学年の評定に、第3学年の評定を2倍したものを加えて合計し、さらに、その合計点を、学力検査の得点を用いて補正する。（別表を参照）

b 学力検査を行わない4教科（音楽、美術、保健体育、技術・家庭）については、教科ごとに、第1学年及び第2学年の評定に、第3学年の評定を2倍したものを加えて合計する。

c aで補正した5教科の合計点に、bの4教科の合計点を加えて総計点を算出する。

(ウ) 受検者の中で、(ア)の学力検査の順位、(イ)の評定の順位が、ともに募集人員以内にある者を対象に、第1選考として、その中から合格者を決定する。

(エ) 第1選考での合格者数が募集人員に満たない場合、次の計算式に基づき残りの合格者を決定する。

$$\frac{\text{(イ)で算出した評定合計点}}{180} \times 20 + \frac{\text{(ア)で算出した学力検査合計点(含特別処理)}}{\text{学力検査満点(含特別処理)}} \times 80$$

(6) 学校選択問題

各高等学校長は、数学及び英語の学力検査において、県教育委員会が作成した学校選択問題の中から、自校の受検者が解答する問題を指定する。

なお、英語の学校選択問題についてはリスニングテストも含む。

(7) 後期（一般）選抜の日程

ア 出願期間 平成29年 2月14日（火）～ 2月17日（金）正午

イ 学力検査 平成29年 3月8日（水）、3月9日（木）

ウ 実技検査 平成29年 3月9日（木）

エ 合格発表日 平成29年 3月15日（水）

(8) 通学区域

後期（一般）選抜における学区外の入学を許可し得る数については、「2 通学区域」に定める学区外の入学を許可し得る数から前期（特色）選抜における学区外の合格内定者数を減じた数とする。

5 二次募集

合格者数が募集定員に満たない学校、学科・コースについて、二次募集を実施するものとする。

二次募集を実施する高等学校長は、出願者に対して、当該高等学校で面接を実施することができるものとする。

6 その他

(1) 後期（一般）選抜における海外帰国生徒等の特別措置について

ア 対象者

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する海外帰国生徒等で、特別措置による受検を希望する者

- (ア) 中国等帰国生徒で、原則として、帰国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国時すでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成23年4月1日以降に帰国した者。
- (イ) 外国人生徒で、原則として、入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は入国時すでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成23年4月1日以降に入国した者。
- (ウ) 海外帰国生徒で、原則として、在外教育施設(日本人学校等)以外の学校に引き続き1年以上在学し、かつ、平成26年4月1日以降に帰国した者。

イ 特別措置の内容

- (ア) 5教科(国語、社会、数学、理科、英語)の中から志願者があらかじめ選択した3教科の学力検査と、作文及び面接を実施する。
- (イ) 作文は、出願者の適性や意欲・関心等をみるために、800字、50分で実施する。

ウ 海外帰国生徒等の特別措置は、全学科・コースで実施し、募集人員は、各高等学校において、募集人員枠内で若干名とする。

(2) 身体に障がいがある受検者への配慮事項について

高等学校長は、身体に障がいがあるため、通常の方法により学力検査を受検することが困難と認められる者については、市教育委員会の承認を受けて、検査時間の延長、問題用紙の拡大、英語のリスニングテストにおけるテロップ受検など、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

(3) その他、平成29年度熊本市立高等学校入学者選抜について必要な事項は熊本市教育長が定める。

【別表】

得点	50	47	44	41	38	35	32	29	26	23	20	17	14	11	8	5	2
評定	48	45	42	39	36	33	30	27	24	21	18	15	12	9	6	3	0
20	20	20	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12
19	20	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12
18	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11
17	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11
16	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10
15	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10
14	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9
13	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9
12	16	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8
11	16	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8
10	15	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7
9	15	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7
8	14	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6
7	14	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6
6	13	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5
5	13	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5	5
4	12	12	11	11	10	10	9	9	8	8	7	7	6	6	5	5	4

県立高校と市立高校における基本方針の違い

1) 通学区域

市では、「熊本市」

県では、普通科は「3つの学区（県北・県央・県南）」

その他の学科、コースは「県下全域」

2) 学区外入学枠

市では、必由館の普通科で、募集定員の5%以内

コースでは募集定員の30%以内、又は40%以内

県では、普通科では、県内の他学区は募集定員の13%以内、

県外は5%以内

コースでは、県外からの受検者のみ募集人員の5%以内

3) 後期選抜における一次選考後の合格者の決定の仕方

$$\begin{array}{rcccl} \text{評定の合計点} & & & \text{学力検査の合計点} & \\ & & & & \\ & & \times 20 & + & \\ 180 & & & & \times 80 \\ & & & & \text{学力検査の満点} \end{array}$$

市では、各学校ではなく、市選抜要項の中で上記の計算式を定めている。

県では、各学校が選抜基準を定めて決める。